

あつた。

ほど前に子どもが取り違えられてしまつた。原告の男性は約13分後に出生した他の男性と取り違えられ、その後、眞実の両親のもとで育てられた。兄弟から貰つた際、「生きて会つてみたかつた」と語つた男性の悲痛な言葉は忘れられない。

平成25年11月26日に東京地裁で言い渡された判決によると、「男性の本来の家庭は裕福だったのに、高等教育を受ける機会を失わせて精神的な苦痛を与えた」などと認定して合計金3800万円あまりの損害賠償義務を病院側に認めた。しかし、この男性からしてみれば、本当の両親の「嫡出子」として過ごす人生を奪われてしまったのであり、その損害は金銭では計りようがないのである。嫡出子とは、本来夫婦間の婚姻において性交渉が存在し、妻が夫によって懷胎した結果生まれた子のことであり、この男性も本当の夫婦の嫡出子として育つ権利が

あろう。第三者が提供する精子で懷

胎した子については、その精子の提

供者が誰であるのかはその夫婦に

も一切知らせず、血縁上の父が判明

することは出来ないのであるから、

生まられてくる子の利益になるとは

到底思えない。

このケースでは、妻の分娩によつて

出生していることから母子関係

は明らかである。生物学的にはかつて女性であつて「男」としての生殖

能力がない夫の嫡出子として認め

るのかどうかという点が問題となつたが、逆の場合はどうであろう

か。この点、生物学的には「男」で

あつた者が戸籍上「女」になつた夫

婦で子を持つためには、夫の精子を

第三者の卵子と受精させ、胚となつたものを代理母の子宮に移植し懷

胎させ、戸籍上「女」になつた妻の代

わりに代理母に妊娠・出産してもら

うしかないと、こちらのケースで最

高裁が同様の結論を取るのかどう

かは明らかではない。

以前、私はこのコラムで「リプロ

他方で、性同一性障害のため、戸籍上「女」から男性に性別を変更し

た夫と第三者から提供された精子

で懷胎した妻との間に生まれた子

について、平成25年12月10日に最高裁判所で決定が言い渡された。その

決定によると、最高裁は、妻との性的関係によつて子を儲けることは

およそ想定できないものの、一方で

そのような者に婚姻することを認

めながら、他方で、その主要な効果

である民法第772条による嫡出

の推定についての規定の適用を、妻

と性的関係の結果、儲けた子であり

得ないことを理由に認めないこと

は相当ではないとした。生物学的に

は夫の子ではないことが明らかになつたが、逆の場合はどうであろう

か。この点、生物学的には「男」で

あつた者が戸籍上「女」になつた夫

婦で子を持つためには、夫の精子を

第三者の卵子と受精させ、胚となつたものを代理母の子宮に移植し懷

胎させ、戸籍上「女」になつた妻の代

わりに代理母に妊娠・出産してもら

うしかないと、こちらのケースで最

高裁が同様の結論を取るのかどう

かは明らかではない。

生物学的に嫡出子ではないことが

明らかであつてもこれを嫡出子と

して取り扱うことは自然の流れで

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づき、家庭裁判所の審判手続を通じて要件を満たす者について戸籍上の性別の記載を変更できることとした以上、生物学的に嫡出子ではないことが明らかであつてもこれを嫡出子と

補助医療の発展と性同一性障害を持つ男女への社会の新たな対応を経て様変わりしつつある。生まれる子にとって、その出生に何らの責任もなく、その身分が自らの意思や努力によつては到底変えることができないという事実を直視すれば、非嫡出子と嫡出子の区別すらない社会ができるべきと思う。